

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

周南市報酬及び費用弁償支給条例(平成15年周南市条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙立会人・開票立会人	1回につき	8,800円以内
-------------	-------	----------

」

を

「

選挙立会人・開票立会人	1回につき	8,800円以内
社会福祉法人指導監査員	日額	19,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。